

**駒ヶ根市エネルギー・食料品等価格高騰支援
緊急経済対策事業
令和5年度駒ヶ根市一般会計補正予算（第2号）関連
事業概要説明資料**

令和5年5月

令和5年度 駒ヶ根市エネルギー・食料品等価格高騰支援 緊急経済対策事業 一覧

【総事業費】 33,539千円

【財 源】 国庫支出金 (子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金)

● 市民の生活維持及び下支えのための対策

No. 1 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	33,539千円
(No. 1 - 1 ひとり親世帯分)	17,547千円)
(No. 1 - 2 ひとり親世帯以外分)	15,992千円)

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援
特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）

事業費：17,547千円

目的

食品等の物価高騰の影響が大きい低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた特別給付金を支給することで生活の支援を行う。

事業の概要・内容

以下の対象者①～③に対して児童1人当たり5万円を支給

積算

対象者①：14,200千円（189世帯284人） 積極支給（申請不要）

対象者②：950千円（11世帯19人） 申請による支給

対象者③：1,750千円（22世帯35人） 申請による支給

事務費：647千円



対象者

- ①令和5年3月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金等の受給により、令和5年4月分の児童扶養手当の未受給者
- ③家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同水準になっている者

実施時期

令和5年5月～令和6年3月

担当部署

民生部 福祉課 内線313

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援
特別給付金給付事業（ひとり親世帯以外分）

事業費：15,992千円

目的

食品等の物価高騰の影響が大きい低所得の子育て親世帯に対し、その実情を踏まえた特別給付金を支給することで生活の支援を行う。

事業の概要・内容

以下の対象者①②に対して児童1人当たり5万円を支給

①積極支給（申請不要）

②申請による支給

積算：14,000千円（50千円×280人）

事務費：1,992千円



対象者

- ①児童扶養手当受給者等以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯
（令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）を受給した世帯）
- ②家計が急変し、住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者
対象児童：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童
（障害児の場合は20歳未満、新生児は令和6年2月29日まで対象）

実施時期

令和5年5月～令和6年3月

担当部署

民生部 福祉課 内線313

令和5年度 駒ヶ根市エネルギー・食料品等価格高騰支援緊急経済対策事業 経過(1/1)

区分	No.	種別※	主な事業及び内容	事業費
補正予算第2号 (R5.5.17)	1-1	A	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 (ひとり親世帯分) <small>(財源：国子育て世帯生活支援特別給付金補助金)</small>	17,547千円
	1-2	A	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 (ひとり親世帯以外分) <small>(財源：国子育て世帯生活支援特別給付金補助金)</small>	15,992千円

※「種別」の凡例

A 市民の生活維持及び下支えのための対策

B 事業者の事業継続及び雇用維持のための対策

C 地域経済活性化及び需要喚起

D 新しい生活様式のための対策